資料１－１

動 畜 第 １７４６ 号
令和８年 10 月 27 日

大阪府環境審議会
　会長　櫻木　弘之　様

大阪府知事　吉村　洋文

第 14 次大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第４条第４項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（説　明）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第４条に基づき、都道府県知事は、環境大臣が同法第３条により定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針」に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（鳥獣保護管理事業計画）を定めることとされています。

現行の第 13 次大阪府鳥獣保護管理事業計画は、「人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物の多様性を維持すること」を基本とし、「自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」を目的に、大阪府環境審議会の答申を経て、令和８年度までの５年間の計画期間として、令和４年３月に策定したものです。

大阪府としては、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定、シカ・イノシシを対象とした第二種特定鳥獣管理計画の策定や有害鳥獣捕獲などにより、引き続き「人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物の多様性を維持する」ため、同法第４条第１項に基づき、第 14 次大阪府鳥獣保護管理事業計画を策定し、令和９年度から令和 13 年度までの５年間を計画期間として事業実施するため、同法第４条第４項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。